（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部改正）

第二条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～六十四　略］	［一～六十四　同上］
六十五　カバード・ショート・ポジション　銀行持株会社等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合（当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れで取得した有価証券について、基準日から弁済期までの期間が三十日を超えるレポ形式の取引等の差入資産として提供している場合を含む。）における、当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。	六十五　カバード・ショート・ポジション　銀行持株会社等が有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合における当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。
［六十六～七十五　略］	［六十六～七十五　同上］
（レベル２Ｂ資産）	（レベル２Ｂ資産）
第十条　次の各号に掲げる資産（レベル１資産及びレベル２Ａ資産を除く。以下「レベル２Ｂ資産」という。）が第十三条の規定により適格レベル２Ｂ資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。	**第十条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの　五十パーセント	二　［同上］
イ　債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。	［号の細分を加える。］

第四十八条　［略］	**第四十八条**　［同上］
2　前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。	2　［同上］
一　銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等との間の契約に基づき当該中央銀行等又は当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額	一　銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額
二　銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）（その他契約に基づく資金流入額）	二　銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）（その他契約に基づく資金流入額）
第七十三条　［略］	**第七十三条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めないものとする。	3　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　コルレス銀行業務を提供する取引相手方に対する預け金（業務に必要となる金額を超えて預け入れており、流動性ストレス時において引き出される蓋然性が極めて高いと銀行又は連結子法人等が推定可能な部分の額を除く。）	二　［号を加える。］
三　［略］	二　［同上］

備考　表中の「［］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。